

令和元年度元気づくり支援金活用事業
みのわアイデアソン企画運営業務

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

令和元年度元気づくり支援金活用事業 みのわアイデアソン企画運営業務

2 目的

本業務は、アイデアソンを通して、若者が町内で活躍する機会を増やすとともに、若者のアイデアにより地域の企業や商店が活性化することを目的に箕輪町が実施する事業です。

3 事業内容等

(1) 業務内容

令和元年度元気づくり支援金活用事業 みのわアイデアソン企画運営業務仕様書（以下「仕様書」という）のとおり

(2) 委託期間

契約締結の日から令和2年2月29日まで

4 業務委託候補者選定方法

本業務に対する提案を求め、価格要素と非価格要素を総合的に評価し、最適な業者を選定する公募型プロポーザル方式とします。

5 応募者の資格

次の要件をいずれも満たす単体企業とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 箕輪町の指名停止を受けている期間中の者でないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者

6 質問及び回答

技術提案書作成に関する質疑については、以下の手順に受け付けます。

(1) 質問方法

ア 質問書を電子メールで送付（着信の確認をすること）。

イ 電子メールの件名は「みのわアイデアソン企画運営業務に関する質問」とすること。

ウ 電子メール本文に質問者の事業所名、所在地、部署名、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入すること。

(2) 質問書の様式

ア 質問書（様式1）を「PDF形式」に変換して添付ファイルとすること。

イ 技術提案書の審査に係る質問には回答しない。

(3) 提出期限

令和元年9月2日（月）午後5時まで

(4) 電子メールアドレス

kizai@town.minowa.lg.jp

(5) 回答方法

箕輪町ホームページに掲載する。

(6) 回答期日

令和元年9月4日（水）午後5時まで

7 技術提案書等の提出

審査対象者は、以下提案書等を提出してください。

(1) 提出書類及び部数

ア 参加表明書（様式2）2部（正本1部、副本1部）

イ 会社概要書（様式3～様式3-2）2部

ウ 技術提案書7部（提案書作成要領2（4）による。）

エ 提案書の電子データ（PDF形式・CD-R）1部

(2) 提出期間

公告日から令和元年9月11日（水）午後5時まで

(3) 提出場所

箕輪町役場企画振興課

(5) 提出方法

箕輪町役場の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は（2）の提出期限までに必着とし、書留郵便に限る。）

提出する提案は1案とする。

8 プレゼンテーションについて

プレゼンテーションは、提案内容の詳細や不明点を把握するために実施します。

(1) プレゼンテーション日時（予定）

令和元年9月18日（水）午後

※時間については、決定次第電子メールにより通知する。

(2) プレゼンテーション場所

箕輪町役場2階 大会議室

(3) 提案者参加人数

3人以内

(4) プレゼンテーション時間

プレゼンテーション準備5分、説明20分、質疑応答10分、機器等の撤去5分、
合計40分以内とする。

(5) その他

次の事項に留意すること。

ア プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、その他必要な機器類は
全て提案者が用意すること。機材の不具合・故障等によるプレゼンテーション
時間の延長及び説明のやり直しは認めない。

イ 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

ウ プレゼンテーションにおける当日の質疑に対する応答の内容については、提出
書類と同様に公式なものとして取り扱う。

エ 提案者には、参加報酬等は支払わない。

9 業務委託候補者の選定、結果通知（予定）

プロポーザル提案審査会による業務委託候補者を選定後、令和元年9月20日（金）まで
に選定過程を箕輪町ホームページへ掲載します。

10 審査・選定

(1) 審査

「令和元年度元気づくり支援金活用事業 みのわアイデアソン企画運營業務業者選
定基準」により次の審査を行う。

ア 上記7（1）イ 会社概要書の内容

イ 上記7（1）ウ 技術提案書等の内容

ウ 上記8 プレゼンテーションと質疑応答の実施

(2) 審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた者全員に対して、プロポーザル審査結果通知書を郵送す
ることをもって行う。なお、審査結果に関しての不服申立ては受け付けない。

11 無効・プロポーザルの辞退

(1) 無効提案

次に該当する提案は無効とする。

- ア 上記5の応募資格要件を満たさない者が行った提案
- イ 「参加表明書を提出した日」から「審査委員会において選考が終了するまで」の間に箕輪町に対し不正な接触を行った者が行った提案
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書作成要領に違反する表現をした者が行った提案

(2) プロポーザルの辞退

参加表明書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、様式4により辞退届を提出すること。また、提案書等の提出期限に遅れた者については本プロポーザルを辞退したものとみなす。

12 業務委託候補者選定後の手続き等

(1) 契約手続

箕輪町と本業務委託に係る業務仕様書を協議し、確定させた上で受注者と箕輪町が委託契約を締結する。

また、箕輪町財務規則第117条の2第1項第1号に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積書を徴取し、上限価格の範囲内であることを確認して契約書を取り交わすものとする。なお、提案書内で追加提案があった場合で、審査委員会の協議で不要であると判断した案に係る見積額は見積書から除くことができることとする。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において合計評価値が次点の候補者と協議することとする。

13 提案書等の取扱い

- (1) 受け付けた後の提案書の訂正及び再提出は認めない。
- (2) 提出された提案書等は複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された全ての提案書等は返却しない。なお、提案書等は、契約に至った場合に使用する他は、本プロポーザルの審査以外には使用しないものとし、箕輪町の文書取扱規程等に従い責任を持って管理・破棄を行う。
- (4) 提案書等のため作成した資料や箕輪町から受領した資料は、町の許可なく公表又は使用することは出来ない。
- (5) 提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案業者に帰属する。
- (6) 提案書等の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められたものを除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。この場合において、著作物の使用に関する責任は、使用した提案業者に全て帰属する。

14 その他

- (1) 提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする

(2) 応募、技術提案書等の提出及び問合せ先

〒399-4695

長野県上伊那郡箕輪町中箕輪10298 箕輪町役場企画振興課 行

電 話 : 0265-79-3111 (内線233)

F A X : 0265-79-0230

E-mail : kizai@town.minowa.lg.jp

担 当 : 平澤 昌輝